

# 仕 様 書

1 件 名 並柳宿舎襖張替

2 場 所 大分県由布市湯布院町川上618-3

3 適用範囲 本仕様書は「並柳宿舎襖張替」について適用する。

## 4 概 要

(1) 大間仕切襖張替	新鳥の子	930×1800	予定数量	15枚
(2) 大押入れ襖張替	新鳥の子	930×1800	予定数量	25枚
(3) 板戸大襖張替	新鳥の子	930×1800	予定数量	25枚
(4) 天袋襖張替	新鳥の子	930×600	予定数量	20枚

## 5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書の他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。

## 6 特記事項

- (1) 襖張替とは既存襖剥ぎ・廃棄（可燃物）を含むものとする。

作成年月日：令和4年6月19日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 尾方峻晃



# 仕 様 書

1 件 名 谷宿舎天井クロス張替

2 場 所 大分県由布市湯布院町川北1286-1

3 適用範囲 本仕様書は「谷宿舎天井クロス張替」について適用する。

## 4 概 要

- |           |                         |         |      |     |
|-----------|-------------------------|---------|------|-----|
| (1) 居室・玄関 | 20.5 m <sup>2</sup> /1戸 | 天井クロス張替 | 予定数量 | 10戸 |
| (2) 居間・台所 | 17.0 m <sup>2</sup> /1戸 | 天井クロス張替 | 予定数量 | 10戸 |

## 5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書の他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。

## 6 特記事項

- (1) クロス張替とは既存クロス剥ぎ・廃棄・床簡易養生を含むものとする。
- (2) クロス材料は500番（同等品）を使用すること。

作成年月日：令和4年6月29日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 尾方峻



# 仕 様 書

1 件 名 中川宿舎襖張替

2 場 所 大分県由布市湯布院町中川828-2

3 適用範囲 本仕様書は「中川宿舎襖張替」について適用する。

## 4 概 要

- |             |      |          |      |     |
|-------------|------|----------|------|-----|
| (1) 大押入れ襖張替 | 新鳥の子 | 930×1800 | 予定数量 | 15枚 |
| (2) 板戸大襖張替  | 新鳥の子 | 930×1800 | 予定数量 | 25枚 |
| (3) 天袋襖張替   | 新鳥の子 | 930×600  | 予定数量 | 20枚 |

## 5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書その他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。

## 6 特記事項

- (1) 襖張替とは既存襖剥ぎ・廃棄（可燃物）を含むものとする。

作成年月日：令和4年6月29日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 尾方峻晃

